

第 110 回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

1. 事業報告	
業務の適正を確保するための体制の 整備に関する事項および当該体制の運用状況	1 頁
2. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	8 頁
連結注記表	9 頁
3. 計算書類	
株主資本等変動計算書	17 頁
個別注記表	18 頁

(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

株式会社 ユアテック

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項および当該体制の運用状況

当社は、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり決議しております（最終改正：2023年3月29日）。

【業務の適正を確保するための体制に関する基本方針】

1. 経営管理に関する体制

- (1) 取締役会を、会社法および社内規程に基づき、必要に応じて開催し、法令・定款・社内規程に定められた決議事項および経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行に対する監督を行う。
- (2) 取締役会において決定した役割に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、法令・定款・取締役会決議に則り職務を執行し、その職務の執行について定期的に取締役会に報告するとともに、相互に監督を行う。
- (3) 独立性を確保した社外取締役の参画により、客観的・中立的かつ多様な視点での監督機能を強化する。
- (4) 取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任可能とするとともに、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員(以下、あわせて「役付執行役員」という。)が業務執行を担う体制とし、「監督」と「執行」の役割を分担することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な意思決定により効率的に業務を執行する。
- (5) 役付執行役員により構成される経営戦略会議を原則として毎週開催する。経営戦略会議では、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。
- (6) 役付執行役員は、事業運営に関する計画等を策定して重点施策・目標を明確化するとともに、適切にマネジメントサイクルを展開することで、効率的な業務執行を推進する。
- (7) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員(監査等特命役員を除く。)および使用人(以下、あわせて「取締役等」という。)は、職務執行の適正および効率性を確保するため、法令・定款・取締役会決議および社内規程等に基づき、職務を執行する。
- (8) 取締役等の職務の執行に関わる文書、電磁的情報その他の情報について、社内規程に基づき適切に管理・保存し、取締役は、いつでもこれを閲覧することができる。

2. 企業倫理・法令遵守に関する体制

- (1) 取締役および執行役員は東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針を踏まえて策定したユアテック企業行動指針を率先垂範するとともに、自らの役割としてその定着と徹底をはかる。
- (2) 社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を設置し、東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針に基づき、コンプライアンス推進を担当する役員の監督の下、各事業所においては企業倫理推進分科会委員を中心に、ユアテック企業行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。

- (3) 企業倫理相談窓口を設置し、相談者（当社取締役、執行役員および使用人、グループ会社の取締役、使用人および監査役（いずれも退職者等を含む）ならびに取引先等の関係者）の保護をはかりながら、相談案件の調査等を行う。
- (4) 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。
- (5) 企業倫理・法令遵守に関する取り組み等については、企業倫理委員会および取締役会へ定期的に報告する。
- (6) 今後の海外事業の展開に伴い、国内のみならず海外の事業活動においても、企業倫理・法令遵守を推進する。
- (7) ディスクロージャーポリシーを制定し、情報管理・情報提供体制の整備・明確化をはかり、適正に運用する。

3. 損失の危険の管理に関する体制

- (1) 全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、職務権限および社内規程を整備する。
- (2) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについて、各部門は定期的に事業活動に関わるリスクの抽出・評価を行い、その対策等を毎年度策定する事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。
- (3) 自然災害に関わるリスクへの対応について、定期的に訓練を行い、これらの事象が発生した場合は、社内規程に基づき非常災害対策本部等を設置し、適切に対応する。
- (4) 安全・施工品質管理体制を確立するとともに、社員の安全・施工品質に関する意識を高め、労働災害の未然防止と施工品質の確保をはかるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。
そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす、不良債権の発生を防止する。
- (5) 当社の財産や社会的信頼等に重大な影響を与える危機を未然に防止するとともに、万一危機が発生した場合の被害を最小限に食い止めるため、リスク管理委員会を設置し、リスクへの対応力向上のための訓練や情報共有化等に取り組む。これらの事象が発生した場合は、社内規程に基づき対策本部等を設置し、適切に対応する。
- (6) リスク管理の状況については、定期的に取り締り会等に報告する。

4. 内部監査に関する体制

- (1) 経営管理、企業倫理・法令遵守および損失の危険等の管理の適正性・効率性等を検証するため、社長執行役員直属の内部監査部門を設置して、当社、グループ会社に対し内部監査を実施し、その結果を社長執行役員に報告するとともに、取締役会および監査等委員会に報告する。
- (2) 内部監査部門は、監査等委員会および会計監査人と連携・協力し、内部監査の実効性の向上に努める。

5. 当社ならびに親会社および子会社等における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社等の経営管理に関する体制

グループ会社における業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、各社の経営に関する重要な計画およびその進捗状況の報告を受けるとともに、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。また、企業グループ経営に関する重要計画の周知やグループ会社連絡会等の開催、共同施策の実施などにより、企業グループ経営を推進する。

(2) 子会社等の企業倫理・法令遵守に関する体制

東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針に基づき、東北電力グループ一体となった活動を実施するとともに、グループ会社に対し、東北電力グループサステナビリティ方針およびユアテック企業行動指針を踏まえて各社の行動指針を策定させるなど、企業倫理・法令遵守を徹底するよう、指導・助言を実施する。

(3) 子会社等の損失の危険の管理に関する体制

グループ会社から経営に関する重要事項の事前協議および報告を受け、各社における重大なリスクを把握するとともに、指導・助言を実施する。また、グループ会社における重大なリスクおよび企業倫理・法令違反については、取締役会等に報告し適切に対応する。

(4) 親会社等との取引における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社等との取引について、必要な手続きを経て内容の妥当性を判断の上、適正に実施する。重要な利益相反取引や異例な取引については、親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会において審議し、必要に応じて取締役会の承認を得る。

当社は、親会社の内部監査部門との密接な連携のもと、企業倫理・法令遵守に関する課題、問題の把握に努める。

6. 監査等委員会に関する体制

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

- a. 監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員を置く。また、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し、同室に所属する使用人を置く。
- b. 監査等特命役員および監査等委員会室に所属する使用人（以下、あわせて「監査等特命役員等」という。）の監査等委員会に関する職務の執行について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と実効性を確保する。
- c. 監査等特命役員等の人事に関して、事前に監査等委員会と協議する。
- d. 監査等特命役員等に対して、監査等委員会の指示に基づき職務を執行したことを理由として不利な取扱いを行わない。

(2) 監査等委員会等および監査等特命役員への報告に関する体制

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会または監査等委員（以下、あわせて「監査等委員会等」という。）および監査等特命役員に報告する。
- b. 取締役等は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査等委員会等および監査等特命役員に報告する。
- c. 取締役等は、監査等委員会等または監査等特命役員が監査のために報告を求めた場合はこれに応じる。
- d. 企業倫理相談窓口等に対する相談案件の概要について、監査等委員および監査等特命役員に報告する。
- e. 当社の取締役等は、グループ会社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、監査等委員会等および監査等特命役員に報告する。

- (3) 監査等委員会等または監査等特命役員へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等または監査等特命役員へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また、グループ会社に対しても、監査等委員会等または監査等特命役員へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう徹底する。

- (4) 監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用を請求するときは、これを負担する。

- (5) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員および監査等特命役員は、取締役会、経営戦略会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることもできるとともに、当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。
- b. 監査等委員および監査等特命役員は、代表取締役との間で経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。
- c. 監査等委員会等および監査等特命役員は、監査の実効性を高めるため、内部監査部門から内部監査の結果等について情報の提供を受けるとともに、必要と判断した特定事項の調査を依頼するなど、内部監査部門と相互に連携をはかる。
- d. 監査等委員会および監査等特命役員は、三様監査の実効性を高めるため、内部監査部門、会計監査人と相互に協力、連携、牽制をはかる。
- e. 監査等委員および監査等特命役員は、グループ会社の監査役との間で定期的に会議を実施し、監査に関する情報の交換等を行う。

【業務の適正を確保するための体制に関する運用状況（概要）】

1. 経営管理に関する体制

当社は、会社法および社内規程に基づき、取締役会を開催し(当期は 10 回開催)、法令・定款・社内規程に定められた事項および重要事項を決議するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を相互に監督しております。

なお、取締役会は、第 110 期期首においては、独立社外取締役 5 名を含む取締役 15 名で構成されておりましたが、2023 年 6 月 27 日開催の第 109 回定時株主総会の決議により、独立社外取締役 5 名を含む取締役 13 名に変更しております。

また、役付執行役員により構成される経営戦略会議を原則毎週開催して(当期は 42 回開催)、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議しております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員(監査等特命役員を除く。)および使用人は、法令・定款・取締役会決議および社内規程に基づき、適正および効率的な業務執行を行っております。

職務の執行に係わる文書、電磁的情報、その他の情報は、社内規程に基づき適切に管理・保管し、取締役がいつでも閲覧できるようにしております。

2. 企業倫理・法令遵守に関する体制

当社は、「ユアテック企業行動指針」を制定するとともに、社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会（当期は3回開催）において、年度ごとに「企業倫理活動基本計画」を策定し、企業倫理担当役員を中心に企業倫理・法令遵守活動を推進しております。

10月に実施する「ユアテック企業倫理月間」では、各種啓発活動等の企業グループ一体となった活動を展開しております。

また、「企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口を社内外に設置し、取引先にも内部通報窓口への受付を周知するなど、企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反行為などの早期発見と是正に努めるとともに、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、社内規程に基づき適切に対応しております。

さらに、職場での自律的活動の推進などにより、企業倫理あるいは法令遵守等の意識の理解・浸透にも努めております。

海外の事業活動を含む、企業グループ全体の企業倫理・法令遵守の取り組みの結果については、定期的に取り締役に報告しております。

3. 損失の危険の管理に関する体制

リスク管理が適切に行われるよう、組織、職務権限および規程を整備し、各本部・部門において業務執行に係るリスクの抽出、分析・評価を行い、重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、それぞれの事業計画に織り込み、リスク管理を行っております。

重大な影響を及ぼすリスクの未然防止と万が一の場合の被害を最小限度に食い止めるため、リスク管理委員会を設置し(当期は3回開催)、リスク対応のための訓練や情報共有に取り組んでおります。

自然災害に対するリスクについては、自然災害の発生を想定して定期的に訓練を実施し、社内規程に定める対応体制構築や対応能力の向上に努めるとともに、その適正性についても検証しております。

また、安全・施工品質管理体制を確立するとともに、安全衛生・施工品質向上委員会において、安全文化のさらなる向上に向けた諸施策を検討・実施し、労働災害の未然防止と施工品質向上に努めております。加えて、「労働災害（死亡・重篤）発生リスク低減策検討タスクチーム」を立ち上げ、「死亡・重篤災害」を発生させないため課題解決に向けた具体的対策を検討し、全社を挙げて取り組みの展開を図っております。

そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす不良債権の発生防止に努めております。

リスク管理の状況については、定期的に取り締役に報告しております。

4. 内部監査に関する体制

内部監査部門は、計画に基づき当社およびグループ会社に対して業務全般にわたる内部監査を実施し、その結果を定期的に社長執行役員、経営戦略会議、取締役会および監査等委員会に報告しております。

また、内部監査部門は、監査等委員会および会計監査人と定期的に意見交換等を行っております。

5. 当社ならびに親会社および子会社等における業務の適正を確保するための体制

当社は、「グループ会社業務規程」および「グループ会社業務取扱要領」を定め、グループ会社の重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施しております。

定期的に「グループ会社社長会」を開催し、「中期経営方針」等を共有化しております。

また、国内外のグループ会社は「危機管理規程」や災害対応マニュアル等を制定し、危機管理・非常災害時の情報連携等の対応体制を整備しております。

さらに、「ユアテック企業倫理月間」や、グループ会社との連絡会等における各社への支援を通じ、グループの一体感醸成と企業倫理・法令遵守の活動を展開しております。

そのほか、親会社等との重要な取引や異例な取引は、独立社外役員により構成される「親会社等との重要な取引等に関する諮問委員会」において、取引の合理性、取引条件の公正性、少数株主に与える不利益の有無および程度について審議しております。

6. 監査等委員会に関する体制

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等規程」および「組織規程」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき監査等特命役員を置くとともに、専任の補助使用人が所属する「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に配置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させております。

監査等特命役員等の人事については、事前に監査等委員会と協議しております。

また、監査等特命役員等に対し、監査等委員会の指示に基づき職務執行をしたことを理由とする不利な取扱いはありません。

(2) 監査等委員会等および監査等特命役員への報告に関する体制

監査等委員会を定期的に開催（当期は12回開催）しております。

当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や業務執行上重要な事項は、随時、監査等委員会等および監査等特命役員へ報告するとともに、監査等委員会等や監査等特命役員が監査において求めた事項についてはすべて報告しております。

「企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口の受付・処理状況について定期的に監査等委員に報告しております。また、グループ会社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反を把握した場合は、適宜、監査等委員会等および監査等特命役員へ報告しております。

(3) 監査等委員会等または監査等特命役員へ報告した者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等または監査等特命役員へ報告した者に対して、報告したことを理由とする不利な取扱いは行っておりません。また、グループ会社に対しても監査等委員会等または監査等特命役員へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう周知徹底しております。

(4) 監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用の負担については、適切に対応しております。

(5) その他監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員、監査等特命役員は、取締役会および経営戦略会議等の重要な諸会議に出席しているほか、各種資料の閲覧等を通じて重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しております。

監査等委員、監査等特命役員は代表取締役との間で、また、内部監査部門、会計監査人の三者との間で

それぞれ定期的に情報交換を行うことで監査の実効性向上に努めております。

監査等委員会等および監査等特命役員は、内部監査部門から内部監査の結果について情報提供を受ける等、相互に連携を図っております。監査等委員および監査等特命役員は、グループ会社の監査役と定期的に会議を実施し、監査に関する情報の交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,803	7,864	118,713	△ 333	134,047
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,005		△ 2,005
親会社株主に帰属する当期純利益			7,510		7,510
土地再評価差額金の取崩			41		41
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		20		34	54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	20	5,546	33	5,600
当期末残高	7,803	7,885	124,259	△ 299	139,648

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	230	△ 2,186	838	1,502	384	55	134,488
当期変動額							
剰余金の配当							△ 2,005
親会社株主に帰属する当期純利益							7,510
土地再評価差額金の取崩							41
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	437	△ 41	346	1,570	2,312	4	2,317
当期変動額合計	437	△ 41	346	1,570	2,312	4	7,917
当期末残高	667	△ 2,228	1,184	3,073	2,697	60	142,406

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 16 社

すべての子会社を連結の範囲に含めている。

連結子会社の名称

(株)トークス・(株)ニューリース・(株)ユートス・(株)ユアテックサービス・(株)ユアテック宮城サービス

(株)テクス福島・グリーンリサイクル(株)・(株)アクアクララ東北・(株)ユアソーラー富谷

(株)ユアソーラー保原・(株)ユアテック配電テクノ・(株)ユアテック関東サービス・(株)ユアソーラー蔵王
空調企業(株)・YURTEC VIETNAM CO.,LTD.・SIGMA ENGINEERING JSC

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SIGMA ENGINEERING JSC の決算日は 12 月 31 日である。本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 主として移動平均法による原価法

なお、投資事業責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

材料貯蔵品（流動資産－その他）… 総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物、機械装置のうち太陽光発電事業用設備については定額法、その他については定率法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

b. 無形固定資産

定額法を採用している。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

b. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

c. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

d. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

④ 収益及び費用の計上基準

a. 工事契約に係る収益

当社グループは、設備工事業を主な事業としており、電気、通信、土木、建築及び空調管工事などの請負施工を行っている。工事契約については工事進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、発生した工事原価が工事の進捗度に比例すると判断しているため、期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っている。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用している。

なお、変動対価等を含む収益の額に重要性はない。また、工事契約に重要な金融要素は含まれていない。

b. 商品販売等に係る収益

当社グループは、電気・空調などの設備機器等を販売している。このような販売については商品を引渡した時点で履行義務が充足されていると判断し、収益を認識している。なお、商品販売のうち当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識している。

c. ファイナンス・リース取引に係る収益

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。なお、一部の連結子会社は、発生した連結会計年度において一括で費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時に費用処理している。

c. 小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、10～17年で均等償却している。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	設備工事業	その他（注）	合計
収益認識の時期			
一時点で移転される財	102,856	201	103,057
一定の期間にわたり移転される財	137,107	1,497	138,605
顧客との契約から生じる収益	239,963	1,698	241,662
その他の収益	—	1,509	1,509
合計	239,963	3,208	243,171

(注)「その他」の区分は、リース事業、警備業、不動産業、製造業、廃棄物処理業及び電気事業を含んでいる。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形・完成工事未収入金等	54,705
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形・完成工事未収入金等	63,255
契約資産（期首残高）	
受取手形・完成工事未収入金等	23,072
契約資産（期末残高）	
受取手形・完成工事未収入金等	25,157
契約負債（期首残高）	
未成工事受入金	3,533
契約負債（期末残高）	
未成工事受入金	3,071

契約資産は、設備工事業の工事契約において、工事の進捗度に応じて一定の期間にわたり認識される収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものである。契約資産は、受け取る対価に対する権利が無条件（請求可能）になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。

取引の対価を受領する時期は工事契約ごとに異なるため、個々の契約条件に従い請求を行っており、概ね1年以内に受領している。

契約負債は、主に工事契約に基づいて、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩される。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、3,414百万円である。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は無い。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は当連結会計年度末時点で総額169,349百万円である。

当該履行義務は、設備工事業における工事契約に係るものであり、工事の進捗度に応じて概ね3年以内に収益を認識すると見込んでいる。

3. 表示方法の変更に係る注記

連結損益計算書

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」（前連結会計年度 0 百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事契約に係る収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する方法による売上高 137,107 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

設備工事業においては、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（3）会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準 a. 工事契約に係る収益」に記載のとおり、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っている。

工事収益総額は、工事着手後の設計変更等により請負金額が変更になる場合において、顧客との交渉の進捗によっては適時に金額が確定せず、一部概算により見直す場合がある。また、工事は個別性が強く、施工内容、施工期間は請負契約ごとに決定されるため、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得にくい。このため、工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識や施工管理経験に基づく一定の仮定と判断を必要とし、不確実性を伴う。加えて、工期が長期にわたる工事において、工事の進行途上における設計変更が多数発生する場合がある。また、他社が先行して施工する工事の遅延により作業工程の調整や外注費の追加発注が必要になる場合があり、工事収益総額及び工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴う。

一定の期間にわたり収益を認識する方法による売上高の算定に用いる工事収益総額及び工事原価総額は、当連結会計年度末における最新の状況を反映し見積られているが、見積りの前提となる工事の状況が変動した場合、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 工事損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 526 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

設備工事業においては、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上しており、損失見込額は工事原価総額が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額としている。

工事収益総額は、工事着手後の設計変更等により請負金額が変更になる場合において、顧客との交渉の進捗によっては適時に金額が確定せず、一部概算により見直す場合がある。また、工事は個別性が強く、施工内容、施工期間は請負契約ごとに決定されるため、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得にくい。このため、工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識や施工管理経験に基づく一定の仮定と判断を必要とし、不確実性を伴う。加えて、工期が長期にわたる工事において、工事の進行途上における設計変更が多数発生する場合がある。また、他社が先行して施工する工事の遅延により作業工程の調整や外注費の追加発注が必要になる場合があり、工事収益総額及び工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴う。

損失見込額の算定に用いる工事収益総額及び工事原価総額は、当連結会計年度末における最新の状況を反映し見積られているが、見積りの前提となる工事の状況が変動した場合、翌連結会計年度の業績に影響を及ぼす可能性がある。

(3) SIGMA ENGINEERING JSC に係るのれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん

2,874 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

SIGMA ENGINEERING JSC に係るのれんは、2021 年 6 月 11 日に同社を連結子会社とした際に識別しており、10 年間の均等償却を行っている。のれんは規則的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する同社の固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定している。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判定した場合、測定を実施して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として計上される。

当連結会計年度において、想定以上の民間工事量の減少及び風力発電事業への投資の停滞等により、業績が低迷していることから減損損失の兆候があると判断した。

以上の状況を踏まえ、当連結会計年度において減損損失の認識に用いる割引前将来キャッシュ・フローの総額の算定の基礎となる事業計画について、取得価額算定の基礎となった買収時の事業計画をもとに当連結会計年度までの業績及び経済環境の変化等による将来の業績影響を加味して補正を行っている。当該補正計画を用いて減損損失の認識の判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上していない。

割引前将来キャッシュ・フローの総額の算定に用いた主要な仮定は、以下のとおりである。

ベトナム国の建設市場における同社の業界シェアについては、中・大規模設備工事及び風力発電設備工事における高水準の品質と施工能力を有する国内有数の企業として、現状の業界シェアを維持し続けるという仮定を置いている。

売上高については、ベトナム国の GDP 成長率及びインフレ率の 2 つの指標に相関して建設市場規模が拡大し、それに合わせて同社の売上高も成長していくという仮定を置いている。

売上総利益率については、建設コスト上昇分を工事請負金額へ価格転嫁し、業績が低迷する前の利益率まで回復するという仮定を置いている。

風力発電設備工事の受注については、FIT（固定価格買取）制度に代わる入札制度の詳細が未公表であり、売電価格が決まらない状況が続いていることから風力発電事業への投資が一時的に停滞しているが、ベトナム政府が決定した 2030 年までの「第 8 次電源開発計画（PDP8）」では風力発電設備容量の引き上げが計画されており、今後、投資が再開されれば継続的に受注を獲得していくという仮定を置いている。

ただし、これらの仮定は、外的要因による影響を受けるため、不確実性を伴う。

補正計画に含まれる主要な仮定は、当連結会計年度末において入手している最新の情報に基づいているが、将来の不確実な経営環境の変動により計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失が発生する可能性がある。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

現金預金	33 百万円
機械・運搬具・工具器具備品	4 百万円
有形固定資産（その他）	157 百万円
計	195 百万円

② 担保に係る債務

上記資産には銀行取引に係る根抵当権を設定しているが、当連結会計年度末において対応する債務はない。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

45,063 百万円

(3) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

23 百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。

再評価を行った年月日

2002 年 3 月 31 日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,130 百万円

(5) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日又は決済日をもって決済処理している。

なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれている。

受取手形

393 百万円

電子記録債権

24 百万円

支払手形

130 百万円

流動負債その他（営業外支払手形）

1 百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費

154 百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

72,224 千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	1,002	14.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 28 日
2023 年 10 月 30 日 取締役会	普通株式	1,003	14.00	2023 年 9 月 30 日	2023 年 12 月 1 日
計		2,005			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

配当金の総額

2,006 百万円

1 株当たり配当額

28.00 円

基準日

2024 年 3 月 31 日

効力発生日

2024 年 6 月 26 日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金等による短期的な資金運用を行っているほか、余裕資金を効率的に運用するため、元本に影響を及ぼすリスクがない複合金融商品を満期保有目的で運用しており、投機的な取引は行わない方針である。

また、当社の連結子会社における運転資金等の調達については、当社からの貸出及び銀行等からの借入により行っている。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は営業債権であり、取引先の債務不履行リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに期日管理と残高管理を行っている。

有価証券は、債券であり、取引先の債務不履行リスクを有しているが、信用度の高い金融機関等を取引相手としており、信用リスクはほとんどない。

投資有価証券のうち債券は、満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び為替の変動リスクを有しているが、社内規程に基づき、資金運用管理委員会において審議及びリスク管理を行っている。

投資有価証券のうちその他有価証券は、主として取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や取引先の財務状況等を把握し、さらに、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

長期借入金は、主に連結子会社のリース資産取得資金及び運転資金の調達を目的としている。なお、長期借入金は、固定金利で調達しており、金利の変動リスクを有していない。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	10,166	8,110	△2,056
②その他有価証券	1,434	1,434	－
資産計	11,600	9,544	△2,056
(1) 短期借入金			
長期借入金（1年以内）	2,281	2,310	29
(2) 長期借入金（1年超）	4,490	4,454	△35
負債計	6,771	6,765	△6

（注1）現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、有価証券、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略している。

（注2）市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券 ②その他有価証券」には含めていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	342

（注3）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象に含めていない。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
匿名組合出資金	14

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
上場株式	1,434	－	－	1,434
資産計	1,434	－	－	1,434

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
其他	－	－	8,110	8,110
資産計	－	－	8,110	8,110
短期借入金				
長期借入金（1年以内）	－	2,310	－	2,310
長期借入金（1年超）	－	4,454	－	4,454
負債計	－	6,765	－	6,765

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類している。有価証券の流動性が低い場合や、時価の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、取引金融機関より入手した相場価格を用いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類している。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により計算しており、レベル2の時価に分類している。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,986 円 45 銭 |
| (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 104 円 83 銭 |

株主資本等変動計算書

自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
						固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	7,803	7,812	14	7,827	1,088	205	94,800	8,314	104,408	△ 333	119,705
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 2		2	－		－
別途積立金の横立							5,300	△ 5,300	－		－
剰余金の配当								△ 2,005	△ 2,005		△ 2,005
当期純利益								7,380	7,380		7,380
土地再評価差額金の取崩								41	41		41
自己株式の取得										△ 0	△ 0
自己株式の処分			20	20						34	54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	20	20	－	△ 2	5,300	119	5,416	33	5,471
当期末残高	7,803	7,812	35	7,847	1,088	202	100,100	8,433	109,824	△ 299	125,176

	評価・換算差額等			純資産 合 計
	その他 有価証 券評価 差額金	土 地 再評価 差額金	評価・ 換 算 差額等 合 計	
当期首残高	230	△ 2,186	△ 1,956	117,748
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△ 2,005
当期純利益				7,380
土地再評価差額金の取崩				41
自己株式の取得				△ 0
自己株式の処分				54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	433	△ 41	392	392
当期変動額合計	433	△ 41	392	5,863
当期末残高	664	△ 2,228	△ 1,564	123,612

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）
- b. 子会社株式…………… 移動平均法による原価法
- c. その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等…………… 主として移動平均法による原価法
 なお、投資事業責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- a. 未成工事支出金…………… 個別法による原価法
- b. 材料貯蔵品（流動資産－その他）…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法を採用している。
 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

② 無形固定資産

定額法を採用している。
 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上している。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。
 過去勤務費用は、その発生時に費用処理している。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 工事契約に係る収益

当社は、主に電気、通信、土木、建築及び空調管工事などの請負施工を行っている。工事契約については工事進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、発生した工事原価が工事の進捗度に比例すると判断しているため、期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っている。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用している。

なお、変動対価等を含む収益の額に重要性はない。また、工事契約に重要な金融要素は含まれていない。

② 商品販売等に係る収益

当社は、電気・空調などの設備機器等を販売している。このような販売については商品を引渡しした時点で履行義務が充足されていると判断し、収益を認識している。なお、商品販売のうち当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識している。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「2. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

3. 表示方法の変更にに関する注記

損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示していた「為替差益」（前事業年度 153 百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。

前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」（前事業年度 0 百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。

前事業年度において区分掲記していた特別損失の「固定資産除却損」（前事業年度 17 百万円）、「固定資産撤去費」（前事業年度 34 百万円）、「投資有価証券評価損」（前事業年度 21 百万円）、「減損損失」（前事業年度 61 百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示している。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事契約に係る収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する方法による

完成工事高

123,578 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 工事契約に係る収益」に記載した内容と同一である。

(2) 工事損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金

489 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 工事損失引当金」に記載した内容と同一である。

(3) SIGMA ENGINEERING JSC に係る関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 5,832 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は関係会社株式評価損として計上される。

関係会社株式のうち SIGMA ENGINEERING JSC の株式は、超過収益力を評価して取得しているため、当該超過収益力を反映させた実質価額により判定を行っている。なお、超過収益力に毀損が生じているか否かの検討として、取得価額算定の基礎となった買収時の事業計画と当事業年度までの実績数値及び当事業年度に策定された補正計画との比較を実施している。

補正計画に含まれる主要な仮定は、当事業年度末において入手している最新の情報に基づいているが、将来の不確実な経営環境の変動により計画との乖離が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において関係会社株式評価損が発生する可能性がある。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 37,903 百万円

(2) 保証債務等

① 保証債務

工事請負に係る金融機関の工事契約履行保証等に対する保証債務

SIGMA ENGINEERING JSC 8,000 百万円

YURTEC VIETNAM CO.,LTD. 600 百万円

② 保証類似行為

金融機関からの借入金に対する経営指導の念書の差入れ

(株)ニューリース 6,770 百万円

(注) 連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載している。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 関係会社に対する短期金銭債権 10,478 百万円

② 関係会社に対する長期金銭債権 551 百万円

③ 関係会社に対する短期金銭債務 3,453 百万円

④ 関係会社に対する長期金銭債務 2,250 百万円

(4) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額 9 百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。

再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △2,130 百万円

(6) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理は、手形交換日又は決済日をもって決済処理している。

なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれている。

受取手形 379 百万円

電子記録債権 24 百万円

支払手形 130 百万円

流動負債その他（営業外支払手形） 1 百万円

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社に対する売上高 5,586 百万円
(2) 関係会社からの仕入高 18,091 百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引 930 百万円
(4) 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 154 百万円
(5) 関係会社出資金評価損は、連結子会社である YURTEC VIETNAM CO.,LTD.への出資金に係る評価損である。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 566,064 株

8. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	17
未払賞与	1,348
未払事業税	214
退職給付引当金	4,520
その他	2,660
繰延税金資産小計	8,761
評価性引当額	△1,222
繰延税金資産合計	7,538
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△188
固定資産圧縮積立金	△88
その他	△8
繰延税金負債合計	△284
繰延税金資産の純額	7,253

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略している。

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	東北電力(株)	仙台市 青葉区	251,441	電気事業	被所有 直接 41.8 間接 0.3	電気工事等の 請負施工 役員の兼任	電気工事等 の請負	5,421	完成工事 未収入金	3,233
									未成工事 受入金	139

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 電気工事等の請負については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定している。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	東北電力ネットワーク㈱	仙台市青葉区	24,000	一般送配電事業	－	電気工事等の請負施工	電気工事等の請負	93,635	完成工事未収入金	28,875
									未成工事受入金	153
親会社の子会社	TDGビジネスサポート㈱	仙台市青葉区	100	金融業	－	資金の預け入れ	資金の預け入れ	41,200	－	－
							資金の回収	48,300		
							利息の受取	9		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 電気工事等の請負については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定している。

(注2) 資金の預け入れについては、余裕資金を先方の提示条件及び市場金利を勘案し、預け入れている。

(3) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ニューリース	仙台市青葉区	50	リース業	所有 直接 100.0	車両・事務用機器・工事用機械のリース 役員の兼任	保証類似行為	6,770	－	－
							リースによる車両等の取得	601	リース債務(流動)	713
							リース債務の返済	768	リース債務(固定)	2,242

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 保証類似行為については、金融機関からの借入金に対して経営指導の念書を差入れたものである。

(注2) リース取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定している。

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万ベトナムドン)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SIGMA ENGINEERING JSC	ハノイ(ベトナム国)	160,000	設備工事業	所有 直接 95.0 間接 5.0	資金の融資	債務保証	8,000	－	－
							資金の貸付	6,300	短期貸付金	5,700
							資金の回収	5,200		
							利息の受取	5	流動資産「その他」	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 債務保証については、工事請負に係る金融機関の工事契約履行保証等に対して保証したものである。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に決定している。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,725 円 02 銭

(2) 1株当たり当期純利益

103 円 03 銭